

## 資料編

- 資料 1 新潟県の消費者行政の沿革
- 資料 2 新潟県消費生活の安定及び向上に関する条例
- 資料 3 新潟県消費生活センターの組織及び運営等に関する条例



## 新潟県の消費者行政の沿革

年月日	県内の消費者行政の動き
昭和 41 年 8 月	企画部豪雪地域開発課に消費者行政係を新設
42 年 11 月	企画部企画調整課へ消費者行政係を移管
12 月	「消費生活モニター制度」発足
44 年 4 月	新潟県附属機関設置条例に基づき新潟県消費生活審議会を設置
7 月	県民の消費生活の安定と向上を確保するため消費生活審議会に諮問 (1) 消費者保護のための監視取締対策 (2) 消費者教育と啓発活動について県の講ずべき基本的対策
45 年 8 月	機構改革により企画開発部県民生活課を新設、消費者行政分掌 消費生活審議会、知事に答申
11 月	新潟県消費生活センター開設（新潟市白山ビル内）
48 年 4 月	移動消費生活センター車「ゆきつばき号」を設置
8 月	機構改革により生活環境部消費生活課を新設（企画調整係・指導係・調査係）
12 月	地域食品認証実施規則の制定、4 品目の認証基準設定
49 年 2 月	生活関連二法の施行に伴い物価監視員（班）を設置 ・国民生活安定緊急措置法 ・生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律
3 月	テレホンサービス「ハイ、県くらしのダイヤルです」開始
4 月	消費生活課に価格監視係を設置し、4 係（企画調整・指導・調査・価格監視係）となる
5 月	長岡市が消費生活センターを開設。業務の一部を委託 消費生活モニター制度に代え、消費生活改善推進員制度（～60 年 3 月）発足
11 月	食品の単位価格表示普及推進事業実施
50 年 3 月	新潟県省資源県民運動推進会議設置
4 月	県民生活安定緊急対策本部事務局を企画調整部調整課から消費生活課へ移管
6 月	上越市が消費生活センターを開設。業務の一部を委託
51 年 4 月	消費生活課価格監視係、調査係を合併し、調査監視係に改組、3 係となる
7 月	消費者行政の具体的施策について消費生活審議会に諮問（52 年 2 月答申）
12 月	標準食肉販売店育成指導員事業実施
52 年 2 月	消費生活審議会が知事に答申
4 月	佐渡消費生活センター開設（佐和田町）。業務の一部を委託
12 月	消費生活の安定及び向上に関する条例（消費生活条例）の制定
53 年 5 月	新潟県附属機関設置条例に基づき新潟県消費苦情処理委員会を設置
54 年 4 月	新潟県省資源県民運動推進会議事務局を企画調整部から消費生活課へ移管 地域食品認証対象品目に 4 品目認証基準追加設定 消費生活条例に基づく焼酎の表示に関する自主基準の届出の受理

年月日	県内の消費者行政の動き
昭和 54 年 5 月 8 月	生活関連物質等調査のための民間調査員設置 新潟市が消費生活センターを開設。業務の一部を委託 石油消費節減推進連絡会議の設置
55 年 4 月 11 月 12 月	消費生活条例に基づき、単価価格表示に関する県基準の施行 県消費生活センター10周年記念大会 消費生活条例に基づくクリーニングの取引条件等に関する自主基準の届出を受理
56 年 3 月 4 月 10 月	地域食品認証対象品目に2品目認証基準追加設定 豊栄市が消費生活センターを開設。業務の一部を委託 新潟県給油所休日休業推進会議の設置 消費生活条例に基づく家庭用電気製品の修理等に関する自主基準の届出を受理 六日町が消費生活センターを開設。業務の一部を委託
58 年 4 月 7 月	地域食品認証期間を変更し4年とする 村上市が消費生活センターを開設。業務の一部を委託
59 年 9 月	青果物トレー包装の適正化の品目標設定
60 年 2 月 3 月 4 月	訪問販売等に係る不当な取引方法に対する適正化要綱の設定 消費生活改善推進員制度廃止 機構改革により生活環境部が廃止され総務部県民広報課に消費生活対策室を設置
61 年 3 月 7 月	移動消費生活センター車「ゆきつばき号」廃止 県消費生活センター県庁内に移転（商品テスト室は県衛生公害研究所に移転）
62 年 2 月 4 月 6 月 9 月	県消費生活センター内に全国消費生活情報ネットワークシステムを設置導入 地域食品認証実施規則の廃止 訪問販売等に係る不当な取引方法に対する適正化要綱の一部改正 六日町消費生活センター閉所 消費生活条例に基づくこんにゃくの品質等に関する自主基準の届出を受理
平成 2 年 4 月 11 月	機構改革により総務部知事公室県民生活課を新設、消費者行政分掌 県消費生活センター20周年記念講演会
3 年 5 月	消費者問題国民会議'91 新潟大会開催（東日本ブロック）
5 年 4 月	機構改革により総務部県民生活課に課名変更
8 年 4 月 7 月	新潟県省資源県民運動推進会議事務局を廃棄物対策課へ移管 機構改革により環境生活部に移管し生活企画課（消費生活係・物価調査係）を設置 県消費生活センターが新潟ユニゾンプラザ内に移転
10 年 4 月	生活企画課消費生活係、物価調査係を合併し、消費者行政係に改組
12 年 11 月	県消費生活センター創立 30 周年記念シンポジウム

年月日	県内の消費者行政の動き
13年4月	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）の農林水産部への移管
14年2月	市消費生活センターに全国消費生活情報ネットワークシステムの端末を設置
	（新潟市、長岡市、上越市、村上市の各消費生活センター）
4月	機構改革により県民生活・環境部県民生活課に名称変更
	全国消費生活情報ネットワークシステムの運用開始
	県の物価ダイヤルの廃止
	生活関連物資等の価格及び需給状況の定期調査の廃止
7月	「買い物でくらしを変えよう」ごみ半減県民運動実行委員会を設置
15年3月	消費生活条例の改正
5月	県消費生活センターの日曜電話相談を開始
7月	ヤミ金融対策関係機関連絡会議設置
16年5月	県消費生活センターの日曜電話相談を土曜日に変更
11月	新潟県中越大震災により、消費生活センターに特別相談電話設置
	震災地における生活関連物資の物価調査を実施
17年4月	全国消費生活情報ネットワークシステム端末の設置（佐渡市消費生活センター）
7月	消費生活条例の改正・一部施行
10月	県消費生活条例の改正に伴い、「訪問販売等に係る不当な取引方法に対する適正化要綱」を廃止（同条例内で規定）
11月	改正消費生活条例の完全施行
18年1月	18年豪雪に際し、津南町や十日町市等で灯油価格調査を実施
2月	新潟県で初めて景品表示法第7条に基づく指示を行う
4月	環境にやさしい買い物運動実行委員会を設置
19年5月	特定商取引法第8条第1項に基づき、布団の訪問販売事業者に対し、3か月の営業停止命令を行う
7月	新潟県中越沖地震により、消費生活センターに被災地専用消費生活相談電話を設置
	被災地における生活関連物資の物価動向等調査を実施
	消費生活用品の安全に関する担当課連絡会議を設置
9月	新潟県多重債務者対策連絡会議を設置、連絡会議の取組として多重債務者無料相談会（12月）を実施
20年4月	全国消費生活情報ネットワークシステム端末の設置（柏崎市消費生活相談窓口）
21年3月	新潟県消費者行政活性化基金条例の制定、消費者行政活性化基金造成
22年4月	県民生活課消費者行政係を廃止し、県民生活・環境部消費者行政課を設置（企画係、取引・表示係）
	柏崎市が消費生活センターを開設
	聖籠町が消費生活センターを開設
	全国消費生活情報ネットワークシステム端末の設置（新発田市、小千谷市、加茂市、見附市、南魚沼市の消費生活相談窓口、聖籠町消費生活センター）

年月日	県内の消費者行政の動き
22年6月	新潟県消費者行政総合対策会議を設置 (消費生活用品の安全に関する担当課連絡会議を廃止)
23年3月	東日本大震災時において生活関連物資の物価調査の実施(ガソリン、灯油)
4月	南魚沼市が消費生活センターを開設
6月	消費者行政課に全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)の端末設置 全国消費生活情報ネットワークシステム端末の設置(三条市消費生活相談窓口)
11月	高齢者被害防止連携会議を設置 「消費生活ネットワーク新潟」の設立(「消費者フォーラム in 新潟」(主催:新潟県)開催)
24年2月	消費者の持込食材放射性物質検査を県消費生活センター他2か所で開始
7月	全国消費生活情報ネットワークシステム端末の設置(十日町市、糸魚川市、燕市の各消費生活相談窓口)
25年2月	新潟くらしの安全かわら版「き〜つけなせや」発刊(月1回発行)
4月	経済産業大臣が割賦販売法に基づく前払式特定取引業者(いわゆる「友の会」)である県内の事業者に対し前払式特定取引業の許可の取消を行う
26年4月	五泉市が消費生活センターを開設
27年3月	新潟県消費者教育推進地域協議会を設置
4月	消費者教育コーディネーター設置
28年3月	新潟県消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定
11月	佐渡市が消費者安全確保地域協議会を設置
29年1月	魚沼市が消費者安全確保地域協議会を設置
3月	「新潟県消費者教育推進のための方策」を策定
4月	不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)に係る調査・指導権限を新潟市に移譲 新発田市、十日町市及び魚沼市が消費生活センターを開設 全国消費生活情報ネットワークシステム端末の設置(妙高市の消費生活相談窓口)
8月	弥彦村が消費者安全確保地域協議会を設置
10月	村上市が消費者安全確保地域協議会を設置
11月	柏崎市が消費者安全確保地域協議会を設置
12月	消費者安全確保地域協議会(新潟県高齢者等消費者被害防止見守りネットワーク)を設置
31年2月	全国消費生活情報ネットワークシステム端末の設置(胎内市の消費生活相談窓口) 新潟市が消費者安全確保地域協議会を設置
4月	消費者行政課と県民生活課安全・安心なまちづくり班を統合(消費者行政課を廃止)し、 県民生活・環境部県民生活課に「消費とくらしの安全室」を設置 妙高市が消費者安全確保地域協議会を設置 五泉市が消費者安全確保地域協議会を設置
令和2年3月	環境にやさしい買い物運動実行委員会の解散 消費者の持込食材放射性物質検査を終了
4月	胎内市が消費者安全確保地域協議会を設置 刈羽村が消費者安全確保地域協議会を設置 南魚沼市が消費者安全確保地域協議会を設置

年月日	県内の消費者行政の動き
3年1月	新発田市が消費者安全確保地域協議会を設置
4月	見附市が消費者安全確保地域協議会を設置
10月	特定非営利活動法人消費生活ネットワーク新潟が、県内で初めて適格消費者団体に認定される
4年4月	県民生活課が総務部に移管となり、「消費とくらしの安全室」を廃止し「消費とくらしの安全推進班」を設置
10月	聖籠町が消費者安全確保地域協議会を設置
12月	小千谷市が消費者安全確保地域協議会を設置
7年1月	十日町市が消費者安全確保地域協議会を設置

# 新潟県消費生活の安定及び向上に関する条例

昭和 52 年 12 月 22 日新潟県条例第 44 号

施行 昭和 53 年 4 月 1 日

一部改正 平成 10 年 3 月 31 日新潟県条例第 5 号

一部改正 平成 15 年 3 月 28 日新潟県条例第 10 号

一部改正 平成 17 年 7 月 22 日新潟県条例第 60 号

## 目 次

第 1 章	総則（第 1 条－第 5 条）
第 2 章	危害の防止及び取引等の適正化（第 6 条－第 13 条の 2）
第 3 章	消費者苦情の処理及び訴訟援助（第 14 条－第 18 条）
第 4 章	生活関連物資の確保（第 19 条－第 22 条）
第 5 章	啓発活動等（第 23 条・第 24 条）
第 6 章	立入調査等（第 25 条－第 27 条）
第 7 章	知事への申出（第 28 条）
第 8 章	雑則（第 29 条・第 30 条）
	附則

## 第 1 章 総則

（目的）

**第 1 条** この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、県民の消費生活における利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、県及び事業者の果たすべき責務並びに消費者の果たすべき役割を明らかにするとともに、県が実施する施策について必要な事項を定めることにより、県民の消費生活の安定及び向上を促進することを目的とする。

（定義）

**第 1 条の 2** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 消費者 事業者の供給する商品等を使用し、又は利用して生活する者をいう。
- (2) 事業者 商品等を供給する事業を行うものをいう。
- (3) 商品等 商品、権利及び役務をいう。

（基本理念）

**第2条** 前条の目的を達成するに当たっては、県、市町村、事業者及び消費者の相互の信頼及び協調を基盤として、県民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、次に掲げる事項が消費者の権利であることを尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本としなければならない。

- (1) 消費者の安全が確保されること。
- (2) 商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保されること。
- (3) 消費者に対し必要な情報が提供されること。
- (4) 消費者に対し教育の機会が提供されること。
- (5) 消費者の意見が消費者施策に反映されること。
- (6) 消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されること。

(県の責務)

**第3条** 県は、経済社会の発展に即応して、県民の消費生活の安定及び向上を促進する基本的な施策を策定し、地域の社会的、経済的状況及び消費者の年齢その他の特性に配慮して実施する責務を有する。

(市町村との連携)

**第3条の2** 県は、市町村の行う消費生活の安定及び向上を促進する施策の策定及びその実施について、必要な協力を行うものとする。

2 県は、この条例に定める施策の実施について、市町村の協力を求めるものとする。

(事業者等の責務)

**第4条** 事業者及び事業者の組織する団体（以下「事業者等」という。）は、商品等の供給に当たっては、自主的に危害の防止、規格、表示及び取引の適正化等に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、県が実施する施策に協力する責務を有する。

(消費者の役割)

**第5条** 消費者は、経済社会の発展に即応して、自ら進んで消費生活に関する必要な知識を修得するとともに、消費者相互の連携を図り、自主的かつ合理的に行動するよう努めることによって、消費生活の安定及び向上に積極的な役割を果たすものとする。

## 第2章 危害の防止及び取引等の適正化

(危険商品等の供給禁止)

**第6条** 事業者は、消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある商品等（以下「危険商品等」という。）を供給してはならない。

(危険商品等の調査)

**第7条** 知事は、消費者への危害を防止するため必要があると認めるときは、事業者の供給する商品等の安全性について、試験、検査その他必要な調査を行わなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による調査のため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、資料を提出させ、又は説明を求めることができる。
- 3 知事は、第1項の規定の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な数量の商品等の提出を求めることができる。この場合において、事業者から商品等の提出を受けたときは、その事業者に対し正当な補償を行わなければならない。

## 第8条 削除

(規格、表示等の適正化)

**第9条** 事業者は、商品等を供給するに当たっては、次に掲げる事項を遵守するよう努めなければならない。

- (1) 品質の向上及び消費生活の合理化に寄与するよう適正な規格を定めること。
- (2) 消費者が合理的な選択又は適正な使用若しくは廃棄を行うことができるよう品質、機能、価格、単価、単位価格、量目、製造年月日等を明確かつ平易に表示すること。
- (3) 消費者が誤認し、又はその負担が著しく増大することがないように過大又は過剰な包装をしないこと。

(自主基準の設定)

**第10条** 事業者等は、規格、表示及び取引の適正化等に関し、事業者が自ら遵守すべき基準を定めるよう努めなければならない。

(知事の基準の設定)

**第11条** 知事は、特に必要があると認める商品等について、規格、表示等の適正化に関し、事業者が遵守すべき基準を定めることができる。

- 2 知事は、前項の規定による基準を定めるときは、あらかじめ新潟県消費生活審議会の意見を聴かななければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。
- 3 知事は、前項の規定により基準を定めたときは、その内容を告示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。
- 4 知事は、事業者が第1項の規定により定められた基準を遵守していない疑いがあると認めるときは、その規格、表示等の実態その他必要な事項について、試験、検査その他必要な調査を行うものとする。

(試験、検査等の体制の整備)

**第12条** 知事は、危害の防止及び規格、表示等の適正化に関する施策の実効を確保するため、商品等に関する試験、検査等の体制の整備及び充実に努めるものとする。

(不当な取引行為の禁止等)

**第13条** 知事は、事業者が消費者との間で行う取引に関する行為のうち、次の各号のいずれかに該当するものを、不当な取引行為として規則で定めることができる。

- (1) 消費者に対し、販売の意図を明らかにせず、商品等に関する重要な情報を提供せず、誤信を招く情報を提供し、消費者の不安をあおる等の不当な方法で、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

- (2) 消費者に不当な不利益をもたらす内容の契約を締結させる行為
  - (3) 消費者又はその関係人を欺き、威迫し、困惑させる等の不当な手段を用いて、契約（契約の成立又はその内容について当事者間に争いのあるものを含む。）に基づく債務の履行を強要し、又は契約に基づく債務の履行を不当に拒否し、若しくは不当に遅延させる行為
  - (4) 消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出若しくは契約の無効の主張（以下「撤回等」という。）を不当に妨げ、又は撤回等に基づく債務の履行を不当に拒否し、若しくは遅延させる行為
  - (5) 事業者又はその取次店等実質的に商品等を供給する者（以下「供給業者」という。）からの商品等の購入を条件又は原因として信用の供与をする契約又は保証を受託する契約（以下「与信契約等」という。）について、当該供給業者の不当な行為を知り、又は知り得べきであつたにもかかわらず、その締結を勧誘し、若しくは締結させ、又は消費者の利益を不当に害する方法で与信契約等に基づく債務の履行を強要し、若しくは債務の履行をさせる行為
- 2 事業者は、前項に規定する不当な取引行為（以下「不当な取引行為」という。以下同じ。）を行つてはならない。
- 3 知事は、不当な取引行為が行われている疑いがあると認めるときは、その行為の実態その他必要な事項について、調査を行うものとする。

（情報提供）

- 第13条の2** 知事は、危険商品等又は不当な取引行為による被害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、県民に対し、速やかに、当該危険商品等又は不当な取引行為に係る情報を提供しなければならない。
- 2 知事は、前項に規定する場合において、当該危険商品等又は不当な取引行為による被害が重大であり、かつ、当該被害の発生及び拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、県民に対し、速やかに、同項に規定する情報のほか当該事業者の氏名又は名称、住所その他必要な情報を提供しなければならない。

### 第3章 消費者苦情の処理及び訴訟援助

（当事者間における消費者苦情の処理）

- 第14条** 事業者等及び消費者は、商品等の取引に関して生じた消費者の苦情（以下「消費者苦情」という。）について、相互にその解決を図るよう努めるものとする。
- 2 事業者は、消費者苦情を迅速かつ適切に処理するために必要な体制の整備に努め、当該苦情を適切に処理しなければならない。

（知事等の消費者苦情の処理）

- 第15条** 知事は、消費者苦情の申し出があつたときは、速やかに、その内容を調査し、当該消費者苦情の解決に必要な措置を講ずるものとする。
- 2 知事は、市町村が行う消費者苦情の処理について、必要に応じ、情報の提供、技術的助言その他

の必要な支援を行うものとする。

- 3 知事は、市町村が行う消費者苦情の処理について、当該処理が高度の専門性又は広域の見地への配慮を必要とし、当該市町村において適切に処理することが困難であるとして当該市町村から要請を受けたときは、必要に応じ、当該処理に必要な措置を講ずるものとする。

(苦情処理委員会の処理)

**第 16 条** 知事は、前条の規定により消費者苦情の解決に必要な措置を講じた場合において、その解決が著しく困難であると認めるときは、新潟県消費者苦情処理委員会（以下「委員会」という。）の調停に付することができる。

- 2 委員会は、調停のため必要があると認めるときは、当事者その他の関係者に対し、資料を提出させ、又は出席を求めてその説明若しくは意見を聴くことができる。

(訴訟援助)

**第 17 条** 知事は、事業者の供給する商品等により被害を受けた消費者が、当該事業者を相手とする訴訟（民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 275 条に規定する和解及び民事調停法（昭和 26 年法律第 222 号）に基づく調停を含む。以下同じ。）を提起する場合において、当該訴訟が次の各号に掲げる要件のいずれをも満たし、かつ、公共の利益のため必要があると認めるときは、委員会の意見を聴いて、当該訴訟を提起する者に対し、規則で定めるところにより、当該訴訟に要する費用に充てる資金の貸付けその他訴訟活動に必要な援助を行うことができる。

- (1) 委員会の調停によっても解決されなかつた消費者苦情に係るものであること。
- (2) 同一又は同種の被害が多数発生し、又は発生するおそれのあるものであること。
- (3) 1 件当たりの被害額が規則で定める額以下であること。
- (4) 県内に住所を有する者が提起するものであること。

(貸付金の返還等)

**第 18 条** 前項の規定により訴訟に要する費用に充てる資金の貸付けを受けた者は、当該訴訟が終了したときは、当該貸付けに係る貸付金を返還しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該貸付金の全部又は一部の返還を猶予し、又は免除することができる。

## 第 4 章 生活関連物資の確保

(生活関連物資の調査等)

**第 19 条** 知事は、県民の消費生活の安定に資するため必要があると認めるときは、県民の消費生活との関連性が高い物資（以下「生活関連物資」という。）の価格の動向及び需給の状況を調査し、県民に対しその情報を提供するものとする。

- 2 知事は、生活関連物資の円滑な供給を確保するため必要があると認めるときは、関係事業者に対し、当該生活関連物資の円滑な供給その他必要な措置をとるよう協力を求めることができる。

(指定物資の調査等)

**第 20 条** 知事は、生活関連物資の価格が著しく上昇し、若しくは上昇するおそれがあり、又はその供給が著しく不足し、若しくは不足するおそれがある場合において、県民の消費生活の安定のため必要があると認めるときは、当該生活関連物資を特別の調査を要する物資として指定することができる。

2 知事は、前項の規定により指定された物資（以下「指定物資」という。）について、価格上昇の原因、需給の状況その他必要な事項を調査しなければならない。

3 知事は、前項に規定する事態が消滅したと認めるときは、同項の規定による指定を解除しなければならない。

4 知事は、第 1 項の規定による指定をしたとき又は前項の規定によりこれを解除したときは、その旨を告示しなければならない。

**第 21 条及び第 22 条** 削除

## 第 5 章 啓発活動等

（啓発活動及び教育の推進）

**第 23 条** 県は、消費者が自ら消費生活の安定及び向上を図ることができるようにするため、事業者、消費者、市町村及び教育機関その他の関係機関と連携して、消費者に必要な情報を提供し、消費生活に関する教育を充実し、啓発活動を推進するとともに、消費者の自主的な組織活動の育成に努めるものとする。

（環境への配慮）

**第 24 条** 知事は、県民の健全な消費生活を推進するため、事業者による商品等の供給及び消費生活が環境に及ぼす影響について、知識の普及、情報の提供その他必要な啓発活動を行うものとする。

2 事業者及び消費者は、その商品等の供給及び消費生活に伴う環境への負荷の低減に配慮するよう努めなければならない。

## 第 6 章 立入調査等

（立入調査）

**第 25 条** 知事は、第 7 条第 1 項、第 11 条第 4 項、第 13 条第 3 項及び第 20 条第 2 項に規定する調査のため必要があると認めるときは、事業者に対し、その業務に関し報告させ、又はその職員に当該事業者の事務所、倉庫等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第 1 項に規定する立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

**第 26 条** 知事は、事業者が第 6 条の規定に違反して危険商品等を供給したと認めるときは、当該事業者に対し、当該危険商品等の供給の停止、回収その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 知事は、事業者が第 11 条第 1 項の規定により知事が定めた基準を遵守していないと認めるときは、当該事業者に対し、当該基準の遵守その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

3 知事は、事業者が第 13 条第 2 項の規定に違反して不当な取引行為を行っているとき、当該事業者に対し、当該不当な取引行為の中止、再発防止その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

4 知事は、事業者が指定物資の円滑な流通を不当に妨げているとき、当該事業者に対し、不当な事業活動の中止又は再発防止その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

**第 27 条** 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者の氏名又は名称、住所、当該行為の内容その他必要な事項を公表することができる。

(1) 第 16 条第 2 項に規定する場合において、事業者が正当な理由なく資料の提出に応ぜず、出席を拒み、又は虚偽の説明若しくは資料の提出をしたとき。

(2) 第 25 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは帳簿等の調査若しくは質問を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(3) 前条に規定する勧告に従わなかったとき。

2 知事は、前項に規定する公表をしようとするときは、あらかじめ、当該事業者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

## 第 7 章 知事への申出

**第 28 条** 県民は、この条例の規定に違反する事業活動により、又はこの条例に定める措置がとられていないことにより、第 2 条各号に掲げる消費者の権利が侵害されている疑いがあるときは、知事に対し、その旨を申し出て、適当な措置をとることを求めることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があつたときは、事実の調査を行い、必要があると認めるときは、この条例に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。

## 第 8 章 雑則

(関係行政機関への協力要請)

**第 29 条** 知事は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、情報の提供、調査その他の協力を求めるものとする。

(委任)

第 30 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。  
(新潟県附属機関設置条例の一部改正)
- 2 新潟県附属機関設置条例（昭和 27 年新潟県条例第 53 号）の一部を次のように改正する。  
〔次のよう〕略

附 則（平成 10 年条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 15 年条例第 10 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。  
(新潟県附属機関設置条例の一部改正)
- 2 新潟県附属機関設置条例（昭和 27 年新潟県条例第 53 号）の一部を次のように改正する。  
〔次のよう〕略

附 則（平成 17 年条例第 60 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 8 条、第 11 条第 4 項及び第 13 条の改正規定、第 2 章中第 13 条の次に 1 条を加える改正規定（第 13 条の 2 第 2 項に係る部分に限る。）、第 16 条第 3 項を削る改正規定、第 20 条の改正規定（同条第 1 項の次に 1 項を加える部分に限る。）、第 21 条及び第 22 条の改正規定並びに第 6 章を第 8 章とし、第 5 章の次に 2 章を加える改正規定（第 6 章に係る部分に限る。）は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。

## 新潟県消費生活センターの組織及び運営等に関する条例

平成 28 年 3 月 30 日新潟県条例第 15 号

施行 平成 28 年 4 月 1 日

(趣旨)

**第 1 条** この条例は、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づき、消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第 2 条** この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項)

**第 3 条** 法第 10 条の 2 第 1 項に規定する条例で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 知事は、消費生活センターを設置したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公示すること。  
当該事項を変更したときも、同様とする。
  - ア 消費生活センターの名称及び住所
  - イ 法第 8 条第 1 項第 2 号イ及びロの事務を行う日及び時間
- (2) 消費生活センターには、消費生活センターの事務を掌理する長及び消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置くこと。
- (3) 消費生活センターには、消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成 26 年法律第 71 号）附則第 3 条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）を消費生活相談員として置くこと。
- (4) 消費生活センターは、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再度任用することは排除されないことその他の消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずること。
- (5) 消費生活センターは、当該消費生活センターにおいて法第 8 条第 1 項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。
- (6) 消費生活センターは、法第 8 条第 1 項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。



発行 新潟県 総務部  
県民生活課 消費とくらしの安全推進班  
新潟県新潟市中央区新光町4-1  
TEL 025-280-5135  
E-mail [ngt010230@pref.niigata.lg.jp](mailto:ngt010230@pref.niigata.lg.jp)